

北海道私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(通則)

第1条 学び直しへの支援に係る支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付については、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の事務処理について（平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知）及び北海道補助金交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 道は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給し、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(交付対象及び交付額)

第3条 この要綱に定める学び直し支援金の交付対象は、道の私立高等学校等就学支援金の対象校に在学している生徒等であって、次の各号の全てに該当する者（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に法第2条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことのある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。次項において「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 学び直し支援金の交付額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とする。

(代理受領等)

第4条 学び直し支援金は、私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）が受領することとし、交付対象者の交付申請等に係る事務処理は学校設置者が行う。

(交付の申請)

第5条 学び直し支援金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに補助金等交付申請書（総務第1号様式（平成25年北海道告示第10329-8号による告示様式。以下総務様式について同じ。））を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、学び直し支援金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めたときは、学び直し支援金の交付の決定をするものとし、その内容及びこれに付した条件を、学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、知事から前項の通知があった場合、交付対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 学び直し支援金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 学び直し支援金は、交付対象者の授業料に係る債権の弁済に充てなければならない。
- (2) 学び直し支援金に係る経理状況その他支給事務に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え、学び直し支援金の授受に関するすべての関係書類とともに、会計年度終了後5年間保存しなければならない。
- (3) 事業の執行状況についての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
- (4) 私立高等学校等の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類（学則等）の写しを速やかに知事に提出しなければならない。
- (5) 私立高等学校等に在学する交付対象者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

(交付の変更)

第8条 学校設置者は、第6条の交付額の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業等変更承認申請書（総務第9号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、交付内容を変更し、条件を付することができるものとする。
- 4 知事は、学び直し支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び条件を学校設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 学校設置者は、学び直し支援金の交付の決定を受けた翌年度の4月10日までに、補助事業等実績報告書（総務第16号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定及び通知)

第10条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、学び直し支援金の交付の内容及び内容に適合していると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、学校設置者に通知するものとする。

(学び直し支援金の支払)

第11条 学び直し支援金の支払は、原則として前条の規定により交付すべき額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払することができる。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第6条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (2) 交付決定の内容又は条件に違反したとき。
 - (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合。
- 2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、学び直し支援金の交付の決定を取消又は変更したときは、速やかにその旨を学校設置者に通知するものとする。

(学校設置者の責務)

第13条 学校設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなくてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。